

令和2年5月15日

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の一部解除に伴う対応のお知らせ

兼松エンジニアリング株式会社
代表取締役 山本 琴一

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

5月14日、日本政府による緊急事態宣言が一部解除された事を受け、以下の対応を実施させていただきます。

①以下の営業拠点については、原則在宅勤務を継続させていただきます。業務上、出社が必要な従業員は、感染防止策を十分に講じた上で出社いたします。

対象事業所：東京支店，大阪支店

実施期間：令和2年5月18日(月)～5月31日(日)

※5月21日予定の解除是非の判断等に基づき、変更する場合があります

上記営業拠点では出社制限により電話をおかけ頂いても対応しかねます。ご連絡の際は、お手数ですが担当者の携帯電話またはメール宛にお願いいたします。

②上記①以外の営業拠点については、感染防止策を十分に講じた上で、通常の営業をいたします。

対象事業所：札幌営業所，東北・北海道支店，名古屋支店
中四国支店，四国営業所，福岡支店

※札幌営業所は特定警戒都道府県に所在しますが、営業所の人員数や事務所の環境等を鑑みて通常の営業が可能と判断いたしました

③高知県にある本社および生産拠点においては、引き続き感染防止策を十分に講じた上で、通常の事業活動を実施します。

何れの事業所におきましても、引き続き政府の基本対処方針等に従い、事業活動を継続してまいります。

お客様をはじめ、関係者の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。